



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 7 月 1 日 (水曜日) 号外 第 18 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例	頁	
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例…………… (財政課) 1		○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を 改正する条例…………… (税務課) 3 ○教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改 正する条例…………… (教育庁) 4

本号で公布された条例のあらまし

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第28号)

- 1 改正の理由及び主な内容
覚せい剤取締法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第29号)

- 1 改正の理由及び主な内容
地域再生法に基づく県税の課税免除又は不均一課税を行った場合における地方交付税の減収補てん措置が延長されたことに
伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしました。

◎ 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第30号)

- 1 改正の理由及び主な内容
宮崎県美術展が宮日総合美術展と統合したことに伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第28号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第9号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(手数料)	(手数料)
第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為 (次項及び 附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げ る事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手 数料を納めなければならない。 (1)～(242) [略]	第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為 (次項及び 附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げ る事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手 数料を納めなければならない。 (1)～(242) [略]

- (243) 覚せい剤取締法 (昭和26年法律第 252号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく覚せい剤製造業者の指定の申請に対する審査 覚せい剤製造業者指定申請手数料
- (244) 覚せい剤取締法第 4 条第 2 項の規定に基づく覚せい剤施用機関の指定の申請に対する審査 覚せい剤施用機関指定申請手数料
- (245) 覚せい剤取締法第 4 条第 2 項の規定に基づく覚せい剤研究者の指定の申請に対する審査 覚せい剤研究者指定申請手数料
- (246) 覚せい剤取締法第30条の 2 の規定に基づく覚せい剤原料輸入業者の指定の申請に対する審査 覚せい剤原料輸入業者指定申請手数料
- (247) 覚せい剤取締法第30条の 2 の規定に基づく覚せい剤原料輸出業者の指定の申請に対する審査 覚せい剤原料輸出業者指定申請手数料
- (248) 覚せい剤取締法第30条の 2 の規定に基づく覚せい剤原料製造業者の指定の申請に対する審査 覚せい剤原料製造業者指定申請手数料
- (249) 覚せい剤取締法第30条の 2 の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査 覚せい剤原料取扱者指定申請手数料
- (250) 覚せい剤取締法第30条の 2 の規定に基づく覚せい剤原料研究者の指定の申請に対する審査 覚せい剤原料研究者指定申請手数料
- (251) 覚せい剤取締法第11条第 1 項及び第30条の 5 の規定に基づく覚せい剤製造業者等の指定証の再交付 覚せい剤製造業者等指定証再交付手数料
- (252)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
243 覚せい剤製造業者指定申請手数料	[略]			
244 覚せい剤施用機関指定申請手数料	[略]			
245 覚せい剤研究者指定申請手数料	[略]			
246 覚せい剤原料輸入業者指定申請手数料	[略]			

- (243) 覚醒剤取締法 (昭和26年法律第 252号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく覚醒剤製造業者の指定の申請に対する審査 覚醒剤製造業者指定申請手数料
- (244) 覚醒剤取締法第 4 条第 2 項の規定に基づく覚醒剤施用機関の指定の申請に対する審査 覚醒剤施用機関指定申請手数料
- (245) 覚醒剤取締法第 4 条第 2 項の規定に基づく覚醒剤研究者の指定の申請に対する審査 覚醒剤研究者指定申請手数料
- (246) 覚醒剤取締法第30条の 2 の規定に基づく覚醒剤原料輸入業者の指定の申請に対する審査 覚醒剤原料輸入業者指定申請手数料
- (247) 覚醒剤取締法第30条の 2 の規定に基づく覚醒剤原料輸出業者の指定の申請に対する審査 覚醒剤原料輸出業者指定申請手数料
- (248) 覚醒剤取締法第30条の 2 の規定に基づく覚醒剤原料製造業者の指定の申請に対する審査 覚醒剤原料製造業者指定申請手数料
- (249) 覚醒剤取締法第30条の 2 の規定に基づく覚醒剤原料取扱者の指定の申請に対する審査 覚醒剤原料取扱者指定申請手数料
- (250) 覚醒剤取締法第30条の 2 の規定に基づく覚醒剤原料研究者の指定の申請に対する審査 覚醒剤原料研究者指定申請手数料
- (251) 覚醒剤取締法第11条第 1 項及び第30条の 5 の規定に基づく覚醒剤製造業者等の指定証の再交付 覚醒剤製造業者等指定証再交付手数料
- (252)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
243 覚醒剤製造業者指定申請手数料	[略]			
244 覚醒剤施用機関指定申請手数料	[略]			
245 覚醒剤研究者指定申請手数料	[略]			
246 覚醒剤原料輸入業者指定申請手数料	[略]			

請手 料		手数料	
247 覚 せい 剤 原料輸 出業者 指定申 請手 料	[略]	247 覚 醒剤原 料輸出 業者指 定申請 手数料	[略]
248 覚 せい 剤 原料製 造業者 指定申 請手 料	[略]	248 覚 醒剤原 料製造 業者指 定申請 手数料	[略]
249 覚 せい 剤 原料取 扱者指 定申請 手数料	[略]	249 覚 醒剤原 料取扱 者指定 申請手 数料	[略]
250 覚 せい 剤 原料研 究者指 定申請 手数料	[略]	250 覚 醒剤原 料研究 者指定 申請手 数料	[略]
251 覚 せい 剤 製造業 者等指 定証再 交付手 数料	(1) 覚せい剤製 造業者、原料輸 入業者、原料輸 出業者、原料製 造業者 (2) 覚せい剤施 用機関、研究者 、原料取扱者、 原料研究者	251 覚 醒剤製 造業者 等指定 証再交 付手 数料	(1) 覚醒剤製造 業者、原料輸入 業者、原料輸出 業者、原料製造 業者 (2) 覚醒剤施用 機関、研究者、 原料取扱者、原 料研究者
[略]		[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第29号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税） 第7条 地方活力向上地域においては、平成30年6月1日から <u>令和2年3月31日</u> までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者	（地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税） 第7条 地方活力向上地域においては、平成30年6月1日から <u>令和4年3月31日</u> までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者

に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次項において「移転型設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成30年6月1日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の課税を免除する。

2 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税であって、平成27年10月8日から令和2年3月31日までの期間内に、移転型設置者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2) 不動産取得税であって、平成27年10月8日から令和2年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次号において「拡充型設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの 100分の0.4(土地については100分の0.3)

(3) 固定資産税であって、平成27年10月8日から令和2年3月31日までの期間内に、移転型設置者及び拡充型設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(平成27年10月8日以後において取得したものに限る。)に対して初年度以降課するもの 次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率

[略]

に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次項において「移転型設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成30年6月1日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の課税を免除する。

2 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税であって、平成27年10月8日から令和4年3月31日までの期間内に、移転型設置者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2) 不動産取得税であって、平成27年10月8日から令和4年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次号において「拡充型設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの 100分の0.4(土地については100分の0.3)

(3) 固定資産税であって、平成27年10月8日から令和4年3月31日までの期間内に、移転型設置者及び拡充型設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(平成27年10月8日以後において取得したものに限る。)に対して初年度以降課するもの 次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率

[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第30号

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後																																																				
(手数料) 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1)～(8) [略] <u>(9) 県立美術館において行う宮崎県美術展への出品 宮崎県美術展出品手数料</u> (10)・(11) [略] 2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。 (1)～(4) [略] <u>(5) 宮崎県美術展出品手数料 作品搬入の時</u> 3 [略] 別表第2（第3条関係）					(手数料) 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1)～(8) [略] (9)・(10) [略] 2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。 (1)～(4) [略] 3 [略] 別表第2（第3条関係）																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9 宮崎県美術展出品手数料</td> <td>一般</td> <td>1点につき</td> <td>3,100円</td> <td rowspan="2">「学生」とは、学校教育法第1条、第124条及び第134条第1項に規定する学校、専修学校又は各種学校に在学する者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1点につき</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="5">10・11 [略]</td> </tr> </tbody> </table>					手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					8	[略]				9 宮崎県美術展出品手数料	一般	1点につき	3,100円	「学生」とは、学校教育法第1条、第124条及び第134条第1項に規定する学校、専修学校又は各種学校に在学する者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。	学生	1点につき	1,500円	10・11 [略]					<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">9・10 [略]</td> </tr> </tbody> </table>					手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					8	[略]				9・10 [略]				
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考																																																					
[略]																																																									
8	[略]																																																								
9 宮崎県美術展出品手数料	一般	1点につき	3,100円	「学生」とは、学校教育法第1条、第124条及び第134条第1項に規定する学校、専修学校又は各種学校に在学する者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。																																																					
	学生	1点につき	1,500円																																																						
10・11 [略]																																																									
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考																																																					
[略]																																																									
8	[略]																																																								
9・10 [略]																																																									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

--	--